

# 石川県公報

令和4年1月28日

第13477号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等 (管財課)	1
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定 (森林管理課)	2
○保安林の指定施業要件の変更 (同)	4
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	5
○県道の区域の変更 (同)	5
○都市計画の変更 (都市計画課)	6

公 告	
○石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表 (企画課)	6
○特定調達契約に係る入札公告 (医療対策課)	6
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	8
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	9
○農業振興地域の区域の変更公告 (農業政策課)	14
○農用地利用配分計画の認可公告 (同)	15

○委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課)	15
○建設業の営業の停止命令の公告 (監理課)	17
○基本測量実施公告 (同)	17
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	17
○委託業務に係る企画提案書の募集公告 (同)	17

### 選挙管理委員会

○政治団体の届出の公表	19
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	19
○政治団体の解散の届出の公表	20
○資金管理団体の届出の公表	20
○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	21

### 石川海区漁業調整委員会

○石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限	21
-----------------------------	----

雑 報	
○入札公告	21

## 告 示

### 石川県告示第33号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
タブレット端末充電保管庫 431台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和3年12月20日
- 落札者の名称及び所在地  
株式会社石川コンピュータ・センター  
金沢市無量寺町ハ6番地1
- 落札金額  
12,658,470円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年11月9日

**石川県告示第34号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法  
灯油 178,000リットル 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立こころの病院事務局総務課経理係  
かほく市内高松ヤ36
- 3 落札者を決定した日  
令和3年12月23日
- 4 落札者の名称及び所在地  
丸一石油株式会社  
金沢市戸水2丁目27番地
- 5 落札金額  
79.75円/リットル
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年10月15日

**石川県告示第35号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
珠洲市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
珠洲市(次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
珠洲市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

珠洲市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

珠洲市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

珠洲市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

珠洲市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**石川県告示第36号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

能美市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

能美市中町△80の1、80の6

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

能美市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**石川県告示第37号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年1月28日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	珠洲市飯田町壺壺部79番1地先から 珠洲市飯田町壺壺部67番5地先まで	旧	8.25 ~ 8.29	9.2	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	22.51 ~ 28.98	9.2	

**石川県告示第38号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年1月28日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
別所野町線	金沢市寺町三丁目208番2地先から 金沢市寺町三丁目207番地先まで	旧	16.53 ~ 35.42	23.0	県央土木総合事務所維持管理課
		新	16.53 ~ 50.82	23.0	

## 石川県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
白山都市計画区域区分	白山市宮永新町、中新保町、八田中町、八田町、一塚町、石立町、北島町、米光町、宮永町、竹松町、番匠町、村井町、下柏野町、水澄町、柴木町、部入道町、笠間町、宮永市町、宮保町、五歩市町、徳丸町、倉光一丁目、倉光三丁目及び行町の各一部	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	白山都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
小松都市計画区域区分	小松市打越町、沖町及び向本折町の各一部	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン課

## 公 告

## 石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する農業地域及び森林地域の一部変更

区 分	変 更 前		変 更 後	
	面 積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面 積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
農業地域	221,276	52.9	221,184	52.8
森林地域	294,796	70.4	294,769	70.4

## 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調達内容

## (1) 購入件名及び数量

灯油 97,000リットル

## (2) 調達件名の特質等

J I S 1号

## (3) 納入期間

令和4年4月1日から同年6月30日まで

## (4) 納入場所

石川県立こころの病院

## (5) 今後調達が予定される件名、数量及び入札公告予定時期

灯油 127,000リットル (令和4年7月1日から同年9月30日まで) 令和4年4月頃

## (6) 入札方法

入札金額は、(1)の物件の1リットル当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年石川県告示第132号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該物品を指定した日時及び場所に納入できることを証明する書類等入札説明書に示す関係書類を令和4年3月4日(金)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒929-1293 かほく市内高松ヤ36

石川県立こころの病院事務局総務課経理係 電話番号 076-281-1125

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和4年3月25日(金)午後1時30分(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和4年3月25日(金)午後1時30分 石川県立こころの病院管理棟2階第3会議室

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった

者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 競争入札参加資格の申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Kerosene (Paraffin) Oil 97,000ℓ

(2) Delivery period

From 1 April 2022 through 30 June 2022

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Hospital of Mental Health

(4) Time limit of tender

1:30 p.m. 25 March 2022

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Hospital of Mental Health

36 ya Uchitakamatsu Kahoku 929-1293 Japan TEL 076-281-1125

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア

七尾市御祓町1番地

ミナ、クル

七尾市神明町1番地

2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 7箇所

位置 縦覧による。

（変更後）出入口の数 5箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

令和4年1月14日

4 変更する理由

駐車場の利用目的に、変更が生じたため

- 5 届出年月日  
令和4年1月13日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
令和4年1月28日から同年5月28日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和4年5月28日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

#### 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ鳴和店  
金沢市鳴和1丁目13番 外10筆
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 新設  
公告日 令和3年8月24日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要
    - (1) 騒音の発生に係る事項
      - ・夜間騒音の最大値が予測地点(a, c, d, f)で、規制基準を超過している。騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は、速やかに対応すること。
      - ・冷凍冷蔵用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)、空調用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当するため、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。
    - (2) その他の事項
      - ・屋外広告物の協議済です。許可申請書を提出してください。
      - ・事業に際して道路部で掘削が生じた場合、または破損等が生じた場合は、協議の上現状復旧してください。
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
令和4年1月28日から同年2月28日まで
- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス輪島店  
輪島市宅田町71番 外7筆
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 新設

公告日 令和3年8月24日

3 市町の意見の概要

市町名 輪島市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

周辺を通行する住民の安全確保に配慮し、苦情等が発生した場合は速やかに必要な措置を講じること。

(2) 騒音の発生に係る事項

当該計画地周辺は、環境基本法の規定により、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域として、地域の類型A及びC指定しており、また、騒音規制法の規定により、特定工事等において発生する騒音について規制する地域として、第1種区域及び第3種区域に指定しておりますので、基準値の見直しを行い、予測、評価を実施すること。騒音により、住民の生活状況を悪化させることがないように配慮し、苦情等が発生した場合は速やかに必要な措置を講じること。

(3) 廃棄物に係る事

廃棄物等により、住民の生活環境を悪化させることがないように配慮し、苦情等が発生した場合は速やかに必要な措置を講じること。

(4) その他の事項

上記(1)~(3)以外の事項であっても、苦情等が発生した場合は速やかに必要な措置を講じること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年1月28日から同年2月28日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス和倉温泉店

七尾市石崎町コ14番1 他2筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和3年9月3日

3 市町の意見の概要

市町名 七尾市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

苦情等が発生した場合は、今まで通り、誠意ある対応をお願いします。

(2) 廃棄物に係る事項等

七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の遵守をお願いします。

(3) その他の事項

店舗敷地出入口に接する市道と倉72号線、県道と倉和倉停車場線は、石崎小学校、能登香島中学校の通学路となっています。店舗敷地への自動車の出入りと、登下校中の児童生徒の動線が交差することによる危険性の増大が考えられるため、児童生徒の安全確保にご協力をお願いします。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年1月28日から同年2月28日まで

---

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ三口新町三丁目店  
金沢市三口新町三丁目610 ほか
- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 新設  
公告日 令和3年9月17日
- 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要
  - (1) 騒音の発生に係る事項
    - ・冷凍冷蔵用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)、空調用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当するため、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。
    - ・夜間騒音の最大値が予測地点(a, b, d)で、規制基準を超過している。騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は、速やかに対応すること
  - (2) その他の事項
    - ・屋外広告物等を設置する場合は、事前協議してください。
    - ・屋外照明設備を設置する場合は、屋外照明設備設置等実施計画書の提出が必要です。
    - ・リサイクルの届出が必要です。
    - ・建築確認申請が必要です。
    - ・建築物省エネ法の適合判定申請が必要です。
    - ・建築に際して道路部で掘削が生じた場合、または破損等が生じた場合は、協議の上現況復旧してください。
    - ・市道を工事するときは、道路法第24条に基づく申請が必要です(既存乗り入部を廃止する場合は現況復旧してください)。
    - ・現道において、道路交通への影響が懸念されることから、道路管理者及び警察を交えて協議を行うこと。
- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間  
令和4年1月28日から同年2月28日まで

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ラ・ムー野々市店  
野々市市中林土地区画整理事業地内-2
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 新設  
公告日 令和3年9月17日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 野々市市  
意見の概要
    - (1) 騒音の発生に係る事項  
騒音等について、近隣に十分配慮して営業をしてください。
    - (2) その他の事項  
野々市市建築・開発指導要綱に基づき、必要な手続きを行って土地開発を進めてください。  
下記の申請及び届出をお願いします。
      - ・土地区画整理法第76条許可申請

- ・地区計画の区域内における行為の届出
- ・小規模開発雨水排水協議基準第12条に関する届出
- ・景観計画区域内における行為の届出

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和4年1月28日から同年2月28日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ金沢南店、手芸センター ドリーム野々市店

野々市市新庄6丁目720 外29筆

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和3年8月24日

## 3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和4年1月28日から同年2月28日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ東力店

金沢市東力4丁目45番地 計4筆

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の位置

駐車場の出入口の数及び位置

来客が駐車場を利用することができる時間帯

公告日 令和3年8月31日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和4年1月28日から同年2月28日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
COLLECT PARK KANAZAWA  
金沢市泉本町7丁目7-1 他3筆
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地  
公告日 令和3年9月3日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
令和4年1月28日から同年2月28日まで
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン野々市  
野々市市白山町205番1 外2筆
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年9月10日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 野々市市  
意見の概要 意見なし
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
令和4年1月28日から同年2月28日まで
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモールかほく  
かほく市内日角夕25番
- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年9月17日
- 3 市町の意見の概要  
市町名 かほく市  
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年1月28日から同年2月28日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープ桔梗山代店

加賀市山代温泉16-78-1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

公告日 令和3年9月17日

3 市町の意見の概要

市町名 加賀市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

・当該地域は、騒音規制法及び振動規制法に定める規制地域に該当する。特定施設の設置又は特定建設作業を行う場合は、加賀市環境課に届け出ること。

(2) 廃棄物に係る事項

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、加賀市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例、加賀市生活環境保全条例その他関係法令等を遵守すること。

(3) その他の事項

・建築基準法第6条の規定に該当する場合は、確認申請書を提出すること。

・建設リサイクル法の対象となる工事を行う場合は届出を行うこと。

・当該店舗は立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設(店舗面積1,000㎡以上3,000㎡以下の商業施設)に該当するため、休止・廃止する場合は、立地適正化計画の届出を行うこと。

・ふるさと石川の環境を守り育てる条例に定める地下水揚水設備を設置する場合は、加賀市環境課に届け出ること。

・自然公園法により規制される区域には該当しない。

・当該地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、1,500㎡以上の工事を行う場合は、事前調査が必要である。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年1月28日から同年2月28日まで

農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、小松市及び白山市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、小松農業振興地域及び白山農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部農業政策課において縦覧に供する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

農業振興地域名	農業振興地域を変更する区域
小 松	小松農業振興地域について、向本折町の一部を区域から除外する。

白 山	白山農業振興地域について、宮永新町、中新保町、八田中町、八田町、一塚町、石立町、北島町、米光町、宮永町、竹松町、番匠町、村井町、下柏野町、水澄町、柴木町、部入道町、笠間町、宮永市町、宮保町、五歩市町、徳丸町、倉光一丁目、倉光三丁目及び行町の各一部を区域から除外する。
-----	---

## 農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
有限会社 フロンティアはら	羽咋市	羽咋市本江町東13番ほか2筆
株式会社 やまざき農園	輪島市	輪島市門前町本市は10番ほか51筆
農事組合法人 なたうち	七尾市	七尾市中島町中島上39番ほか32筆
農事組合法人 温井営農組合	七尾市	七尾市温井町口11番1ほか6筆
株式会社 耕輝	加賀市	加賀市七日市町64番
農事組合法人 米六	河北郡津幡町	河北郡津幡町字舟橋123番
農事組合法人 大場坊主の里	金沢市	金沢市大場町東1585番ほか9筆
農事組合法人 瑞穂中沼	かほく市	かほく市中沼ろ15番ほか3筆

## 2 認可年月日

令和4年1月28日

## 委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 業務の概要

- 業務名  
令和4年度金沢競馬実況放送業務
- 業務の内容  
金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るための、効果的かつ効率的な実況放送の実施
- 契約期間  
令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

## 2 参加資格及び評価基準

- 参加資格
  - 平成30年4月1日から令和4年1月28日までの期間において競馬実況放送の実績のあるアナウンサーを2名以上有し、金沢競馬開催日に2名を配置できる者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、共同企業体においてこれを満たす者であること。
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。
  - 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次の(ア)から(オ)までに該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## (2) 評価基準

ア 実況放送に関する考え方及び実施方法

イ レース展望放送に関する考え方及び実施方法

ウ ファンサービスに関する考え方

エ 運営組織及び執行体制のあり方(アナウンサーに不測の事故等が発生した場合の危機管理等)

オ アナウンサーの技術力

カ 業務実施に係る金額及び経費積算の妥当性

## 3 募集要項の交付場所等

### (1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

### (2) 交付期間

令和4年1月28日(金)から同年2月9日(水)午後5時まで

## 4 企画提案書の提出場所等

### (1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ。

### (2) 提出期限

令和4年2月18日(金)午後5時までに、(1)の提出場所へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

## 5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提出のあった企画提案書に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考結果については、令和4年2月下旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。ただし、当該契約は、その業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、締結しない。このことについて、提案者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

## 6 その他

(1) 質問は、4(1)の提出場所において、令和4年2月9日(水)午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案書については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、これについて出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却し

ないこととする。

#### 建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 処分をした年月日 令和4年1月25日
- 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

- (1) 商号 株式会社村建
- (2) 代表者の氏名 村谷 省三
- (3) 主たる営業所の所在地 河北郡津幡町字清水ア9
- (4) 許可番号 石川県知事許可（般-29）第12811号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの

- (2) 期間

令和4年2月9日から同年3月10日までの30日間

- 4 処分の原因となった事実

株式会社村建は、令和2年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を水増しした虚偽の申請を行い、当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果を石川県に提出し、県はこの結果に基づき、令和3年度・令和4年度建設工事入札参加資格審査を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

#### 基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 ( 時 空 間 変 位 確 定 測 量 )	令和4年1月1日から 同年3月31日まで	石川県全域

#### 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
能美都市計画下水道	石川県土木部都市計画課及び能美市土木部まち整備課

#### 委託業務に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書を募集する。

令和4年1月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 業務の概要

- (1) 業務名

石川県流域下水道事業 財務会計システム更新業務委託 一式

(2) 業務内容

石川県流域下水道事業 財務会計システム更新業務委託に係る企画提案募集要領(以下「企画提案募集要領」という。)及び石川県流域下水道事業 財務会計システム更新業務委託に係る調達仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日

(4) 納入場所

石川県土木部都市計画課が別途定める場所

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県の物品関係の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 地方公共団体の公営企業会計の財務会計システムの納入実績を有すること。
- (4) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 企画提案募集要領等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部都市計画課流域経営グループ 電話 076-225-1767

(2) 交付方法

(1)の交付場所において交付する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ先

3(1)の交付場所及び問合せ先と同じ。

(2) 参加表明の期限等

ア 表明期限 令和4年2月22日(火)午後5時

イ 表明方法 企画提案募集要領に示す方法による。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年2月28日(月)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 企画提案書の採否及び契約

(1) 4(3)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、書類審査を行い、後日審査会においてヒアリングを実施する。

(2) 企画提案書の採否について、(1)の審査会実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した最優秀者との間で業務内容、仕様等の契約条件を協議の上、契約を締結する。最優秀者との協議が調わなかった場合は次点の者と協議を行う。ただし、当該業務はその業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、締結しない。このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 5(1)の審査会への出席及び提出書類等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

(3) 詳細は、企画提案募集要領及び仕様書による。

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年1月28日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
参政党石川支部	川 裕一郎	倉 川 渉	金沢市菊川2-24-3	令和3年12月1日
ふるさと知事を誕生させる会	和 澤 吉治郎	坂 井 敏 浩	金沢市駅西本町3-14-24 オネストビル302	令和3年12月8日
吉村光輝後援会	東四柳 史 明	殿 田 和 博	鳳珠郡穴水町字川島サ-32	令和3年12月10日

### 石川県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月28日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県衆議院支部	馳 浩	国会議員関係政治団体区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	令和3年10月14日
石川維新の会	井上英孝	会計責任者	小林 誠	内藤 武 道	令和3年12月17日
日本維新の会衆議院石川県第1選挙区支部	小林 誠	会計責任者	小林 実 賀	内藤 武 道	令和3年12月17日
自由民主党石川県食育流通支部	徳成克久	主たる事務所の所在地	野々市市徳用三丁目18番地	金沢市広岡2-9-8	令和3年12月18日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
こばやし誠後援会	小林 誠	国会議員関係政治団体区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和3年4月23日
		公職の種類(第1号)	衆議院議員(候補者等)		令和3年4月23日
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	衆議院議員(候補者等) 小林 誠		令和3年4月23日

修路会	和澤 吉治郎	代表者	和澤 吉治郎	澁谷 弘利	令和3年10月12日
はせ浩連合後援会	山下 哲男	代表者	山下 哲男	澁谷 弘利	令和3年10月12日
はせ浩連合後援会	山下 哲男	国会議員関係政治団体区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	令和3年10月14日
はせ浩とあゆむ会	木本 利夫	国会議員関係政治団体区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	令和3年10月14日
石川県警備業連盟	宮本 克喜	主たる事務所の所在地	金沢市泉ヶ丘一丁目19番8号	金沢市松島一丁目41番地	令和3年12月1日
		代表者	宮本 克喜	宮野 浩	令和3年12月1日
谷本正憲を励ます県職OB会加賀支部	朝倉 幸夫	会計責任者	浅田 耕司	東出 孝良	令和3年12月14日
山崎だいすけ後援会	山崎 大助	主たる事務所の所在地	愛知県東海市富木島町藤島8番地の2 3棟402号	加賀市動橋町ヨ2-1 メゾン・コム・シェ・ヴ102号室	令和3年12月16日
ふるさと石川を共につくる会	和澤 吉治郎	政治団体の名称	ふるさと石川を共につくる会	ふるさと知事を誕生させる会	令和3年12月21日
修路会	山田 修路	代表者	山田 修路	和澤 吉治郎	令和3年12月28日
ふるさと石川をともにつくる会	和澤 吉治郎	政治団体の名称	ふるさと石川をともにつくる会	ふるさと石川を共につくる会	令和3年12月28日

備考

山崎だいすけ後援会は主たる事務所の所在地の異動により愛知県選挙管理委員会届出に変更

**石川県選挙管理委員会告示第6号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月28日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
谷本正憲河内後援会	田中 千代人	令和3年12月20日
浅村きよし後援会	浅村 起嘉	令和3年12月22日
小松市民民主教育政治連盟	山根 靖則	令和3年12月22日

**石川県選挙管理委員会告示第7号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年1月28日

石川県選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小林 誠	衆議院議員 (候補者等)	こばやし誠後援会	金沢市畝田西3-544-1	令和3年12月14日
山田 修路	石川県知事 (候補者等)	修路会	金沢市駅西本町3-14-24 オネストビル302	令和3年12月28日

#### 石川県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和4年1月28日

石川県選挙管理委員会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
浅村 起嘉	浅村きよし後援会	令和3年12月22日

### 石川海区漁業調整委員会

#### 石川海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業を次のとおり制限する。

令和4年1月28日

石川海区漁業調整委員会

会長 稲村 幸雄

#### 1 指示の内容

水深800メートル以浅の海域において、まぐろはえなわ漁業を操業してはならない。

#### 2 指示の有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

### 雑 報

#### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年1月28日

石川県公立大学法人理事長 宮本 外紀

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 役務の名称及び数量

令和4年度石川県公立大学法人損害保険 一式

##### (2) 調達の内容

入札説明書及び仕様書による。

##### (3) 保険期間

令和4年4月1日午後4時から令和5年4月1日午後4時まで

##### (4) 入札方法

本契約に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。

#### 2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県の契約に係る入札参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 保険業法(平成7年法律第105号)の規定に基づき、損害保険業免許を受けている者であること。
- (4) 保険会社の世界的な基準として通常使用されているスタンダード&プアーズ社(S&P)の格付けにおいて「A-」以上を取得している者であること。他の格付け会社の場合は、同等基準以上とする。

### 3 入札説明書及び仕様書等の交付場所等

- (1) 交付場所及び問合せ場所  
〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地  
石川県公立大学法人 法人本部 電話 076-227-7553
- (2) 交付方法  
(1)の交付場所において、書面で交付する。

### 4 入札参加の事前申請手続等

- (1) 申請方法 入札説明書による。
- (2) 申請期限 令和4年2月14日(月)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。)

### 5 入札書の受領期限及び開札の日時等

- (1) 入札書の受領期限  
令和4年2月18日(金)午後2時(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。宛先は、3(1)の場所とする。)
- (2) 開札の日時及び場所  
令和4年2月18日(金)午後2時  
野々市市末松1丁目308番地  
石川県立大学 会議室(部屋番号K116)(入札後、即時開札する。)

### 6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札参加者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法  
入札した者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害  
天災その他やむを得ない事由がある場合、又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札参加者の負担とする。
- (5) その他  
その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。